

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務処理マニュアル

令和5年8月

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務局
(一般社団法人広島県LPガス協会)

目次

1 はじめに	1
2 本事業の概要	2
(1) 目的	2
(2) 概要	2
(3) 値引きの対象者	2
(4) 値引きの実施	2
(5) 値引きの周知	3
(6) コミュニティガス利用者への周知	4
(7) 値引き額の明示	4
(8) LPガス販売事業者の要件	5
(9) LPガス販売事業者への支給額	5
(10) 帳簿類の保存	5
3 手続きの概要	6
(1) 手続きの流れ	6
(2) 手続き方法	6
(3) 各種手続きについて	7
① 登録申請	7
② 概算払い	7
③ 実績報告書	8
④ 実績報告（第3回（最終））兼精算払い請求書	9
⑤ 証憑類による確認	9
⑥ 額の確定通知及び精算払い（事業費の支給）	9
4 お問い合わせ先	9
様式等	10～22

1 はじめに

「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」（以下「本事業」という。）は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象とならない広島県内のLPガス一般消費者等に対して、LPガス販売事業者（以下「事業者」という。）を通じた利用料金の値引きにより負担軽減を図るものです。

利用料金の値引きは、県から本事業の委託を受けた広島県LPガス協会（以下「事務局」という。）が、本事業に参加する事業者に対して、値引きを行うために必要な費用（以下「事業費」という。）を支給することにより行います。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められており、本事業に参加する事業者は、本事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を熟読するとともに、以下の点について認識の上、本事業に係る手続きの適正な実施をお願いします。

- (1) 本事業は、LPガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- (2) 本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 県又は事務局から資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応してください。適切な対応がない場合、事業費を支給することができない場合があります。
- (4) 本事業に参加するための手続き（以下「登録申請」という。）を完了（以下「登録決定」という。）する前に値引きを実施した場合、これに要した事業費を支給することができません。また、本事業への登録決定を受けている場合であっても、定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、事業費を支給することができません。
- (5) 本事業の財源は国費であることから、関係書類は事業終了後 10 年間（令和 15 年度末まで）保管しなければなりません。また、県又は事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければなりません。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、事業費を不正に受給した疑いがある場合、受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、事業費の支給を行わないとともに、受領済みの事業費のうち取り消し対象となった額を事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。
- (7) マニュアルに記載のない細部については、県又は事務局からの指示に従うものとします。

※本マニュアルは、事業開始後も適宜改訂を行うことがあるため、記載した内容を予告なく変更する場合があります。最新版をホームページに掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

2 本事業の概要

(1) 目的

エネルギー価格が高騰する中、L P ガス販売事業者を通じた利用料金の値引きにより、広島県内のL P ガス一般消費者等の負担軽減を図るものです。

(2) 概要

広島県内でL P ガスを使用する一般消費者等を対象に、広島県が指定する値引き額により、当該対象の1契約（1メーター）当たりのL P ガスの利用料金（基本料金と従量料金の合計）より値引きを行った事業者に対し、値引きの原資及び事務負担費用を事業費として支給します。

(3) 値引きの対象者

広島県内で家庭・業務用のL P ガスを使用する一般消費者等（以下「支援対象者」という。）

※1 コミュニティガス（旧簡易ガス）を使用する者を含む。

※2 次の場合は対象とならない。

- ① 工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用L P ガスを使用する者
- ② 質量販売により供給を受ける者
- ③ 国及び地方公共団体（契約者名が国及び地方公共団体となっている場合）及び広島県が別途指定する者
- ④ 大企業（下記の中小企業に該当しない企業）

中小企業の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②、③、④を除く。）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下

(4) 値引きの実施

[支援額]

支援対象者1契約（1メーター）につき、最大3,000円（税抜）とします。

※令和5年4月使用分から令和5年9月使用分までの6か月相当分

[値引き方法]

原則として、令和5年10月請求分（9月検針請求分を含む。）から12月請求分（11月検針請求分を含む。）の各月の請求額（基本料金と従量料金の合計）から、毎月1,000円（税抜）の値引きを行います。

（※検針請求分とは、検針において同時に請求が発生する場合をいいます。）

<値引きのパターン1（基本形）>

○ 毎月の検針に基づき、原則このパターンで値引きを実施する

1 回目：10月請求分 最大 1,000 円（税抜）

2 回目：11月請求分 最大 1,000 円（税抜）

3 回目：12月請求分 最大 1,000 円（税抜）

$$\left[\begin{array}{l} \text{例) 10月請求分の値引き前の請求額が、税抜 8,000 円（税込 8,800 円）の場合} \\ 8,000 \text{ 円（元値）} - 1,000 \text{ 円（値引き額）} = 7,000 \text{ 円} \\ \hline \text{消費税 700 円} \\ \hline \text{値引き後の請求額（税込） 7,700 円} \end{array} \right]$$

原則として、上記（パターン1の基本形）により値引きを行いますが、検針において請求が発生する場合は10月請求分において9月検針請求分として値引きを実施することを可能とします。

なお、使用量が少ない場合や月の途中での契約等により、各月の利用料金（税抜）が値引き額の1,000円（税抜）に満たない場合は、利用料金と同額が値引き額となります。<値引きのパターン2>

<値引きのパターン2（利用料金が値引き額未満の場合）>

○ 利用料金（税抜）が1,000円未満の場合

○ 利用料金（税抜）を値引き額とする

$$\left[\begin{array}{l} \text{例) 値引き前の請求額が、税抜 900 円（税込 990 円）の場合} \\ 900 \text{ 円（元値）} - 900 \text{ 円（値引き額）} = 0 \text{ 円} \\ \hline \text{値引き後の請求額 0 円} \end{array} \right]$$

(5) 値引きの周知

事業者が本事業による値引きを実施する場合は、「広島県LPガス料金高騰対策支援事業による値引きが行われること」を支援対象者に対して周知する必要があります。

周知方法については、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のホームページ上に掲載する場合でも、支援対象者に対して個別に周知をお願いします。

なお、周知は値引き開始時に1回のみ実施しますが、本事業の期間中に新規契約があった場合には、契約時に必ず周知を行ってください。

<支援対象者に対する周知文（例）>（パターン1の場合）

広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に、最大3,000円（税抜）を値引きします。

< 支援対象者に対する周知文（例） >（9月検針請求の場合）

広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、9月から11月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に、最大3,000円（税抜）を値引きします。

（6）コミュニティーガス利用者への周知

登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、供給条件の説明義務（ガス事業法第14条）及び書面交付義務（同法第15条）が発生します。

さらに、契約者に経過措置団地（規制団地）をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請書」の届出が必要となります。

※ 詳細については、中国経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（082-224-5736）までお問い合わせください。

（7）値引き額の明示

事業者が本事業による値引きを実施する際、支援対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、領収書、Web明細などに以下の内容を明示してください。

< 値引きの事実確認のための記載事項 >

①値引き前後の額

※システムの都合により値引き前の額が表示できない場合は値引き後の額のみを明示でよい

②値引き額（基本形での値引きであれば1,000円）

③「広島県LPガス料金高騰対策支援事業により最大1,000円（税抜）を値引きしています。」の文言を明示する。

- ※1. 請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみ記載でも差し支えありません。
- ※2. 前述の「値引きの周知」と「値引き額の明示」を1つの書類（検針票など）で同時に実施することも可能です。
- ※3. 値引き実施の明示においては、少なくとも「広島県の支援により最大1,000円の値引き」を明示すること。

(8) LPガス販売事業者の要件

本事業に参加する事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ① 広島県内の一般消費者等にLPガスを販売する者（事業所の所在地は問わない）※1
- ② 支援対象者に対して値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者 ※2
- ③ 原則として、令和5年10月請求分（9月検針請求分を含む）からの値引きが実施できる者
- ④ 県又は事務局からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥ 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第3条第1項の登録を受けた者及び「ガス事業法」第3条の登録を受けた者であって、家庭・業務用のLPガスを販売する者

※2 上記（5）、（7）にて説明した事項

(9) LPガス販売事業者への支給額

支援対象者への値引きを実施した事業所に対して、以下の費用を事業費として支給します。

費用の支給は原則、最終の値引き実施報告において適正な値引きの実施を確認後、一括して支給（精算払い）します。

なお、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合は、値引きの原資となる一部費用を前もって支給（概算払い）することができます。

[値引き実施に当たっての原資]

1 契約につき最大3,000円

[事務負担費用]

- ・ 支援対象契約件数300件以下： 30,000円
- ・ 支援対象契約件数300件超： 1契約につき100円（ただし上限額100,000円）

なお、支援対象契約件数は、各月（第1回～第3回実施分）の実績報告書の中で、最大の件数を支援対象契約件数とします。

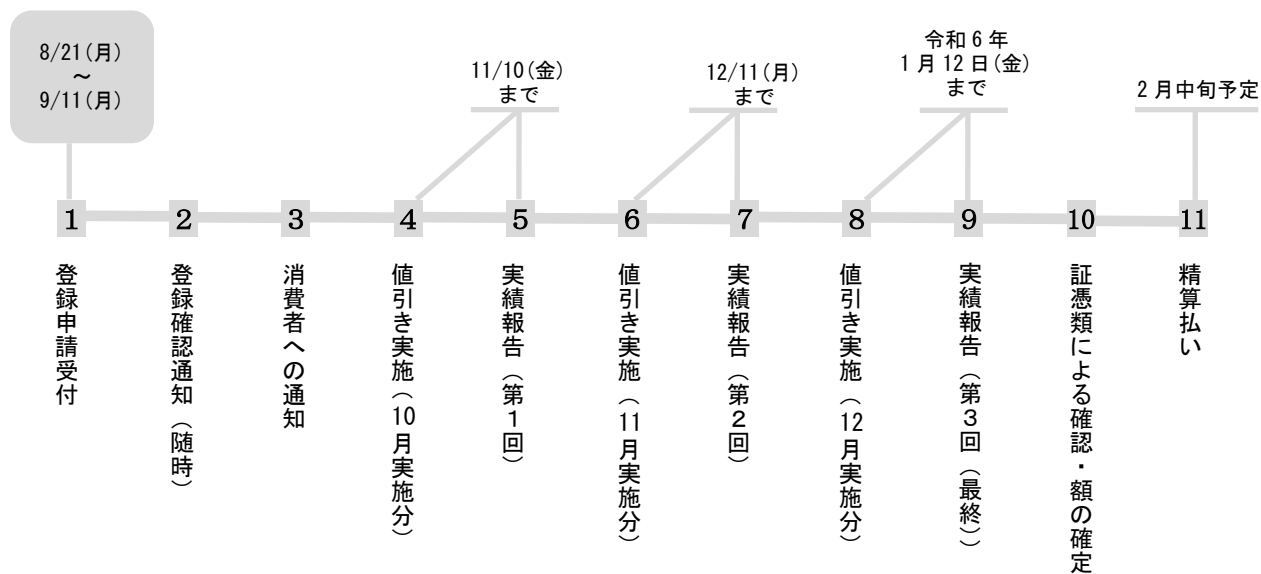
(10) 帳簿類の保存

本事業は広島県が定めた「LPガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱」に基づき実施する事業であることから、本事業実施に係る帳簿及び書類の保存期限は、同要綱第13条の規定に基づき、事業完了の日から10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとします。

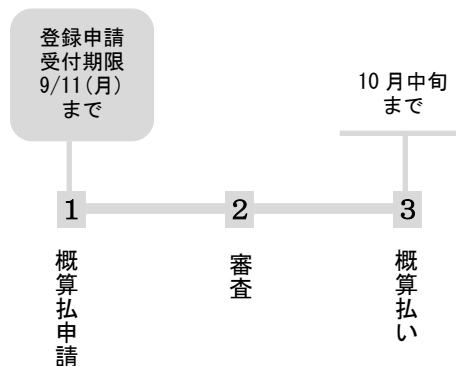
3 手続きの概要

(1) 手続きの流れ

本事業全体の手続きの流れは以下の通りです。



また、値引きの原資の概算払いに関する手続きの流れは以下の通りです。



(2) 手続き方法

原則、以下の Web サイトより電子申請により行ってください。

なお、電子申請が行えない場合ややむを得ない場合は、Web サイトより各種様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送による提出を認めます。その場合、書類の紛失などを防ぐために、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）によることとします。

※ すべての手続き書類について印鑑は不要です。

※ 各種様式を Web サイトから入手できない方は事務局より郵送しますので、ご連絡ください。

○ Web サイト：<https://www.hiroshima-lpg.jp/>

○ 郵送先住所：〒731-0199 広島県広島市安佐南区西原 5-10-8 安佐南郵便局留め

「広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務局宛」

※ 配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）で提出すること

(3) 各種手続きについて

① 登録申請

事業者が本事業による値引きを実施するには、「事業者登録申請書」(様式1-1)により登録申請を行う必要があります。登録申請は、液化石油ガス販売事業登録を受けている者及びガス小売事業(コミュニティーガス事業者)で、本事業の業務管理ができる拠点であれば、本社、支店、営業所等のいずれでもかまいません。

事業者登録申請書の提出後、本事業への参加要件を満たすことを審査し、「登録確認通知書」(様式2)により本事業への参加の登録決定を行います。

なお、受付期間内での登録申請が困難な事業者は、事前に事務局までご連絡ください。

【表1：登録申請の受付期間、提出書類一覧】

受付期間		令和5年8月21日(月)～令和5年9月11日(月)
提出書類		様式
1	事業者登録申請書	様式1-1
2	(1)液化石油ガス販売事業者であることを証する書面 「液化石油ガス販売事業者登録を証明する書類」の写し (登録に係る指令書又は液化石油ガス販売事業者証(液化石油ガス法施行規則様式第4)の写し等 (2)ガス小売事業者であることを証する書面 ガス小売事業者登録に係る指令書等の写し	※1
3	振込先確認書	様式1-2
4	通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写し	※2

※1 事業者の登録番号が確認できること

※2 ネット銀行の場合は口座情報照会画面などの写し

② 概算払い(必要な事業者のみ)

値引きの原資等の事業費は、原則、最終の値引き完了後の精算払いによる支給としますが、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合、値引き2回分相当の原資について「概算払い請求書」(様式3)により概算払い(前払い)を請求することができます。

概算払い請求書には、請求額の根拠として、登録申請時における支援対象者数(契約数)を記載して下さい。

概算払い請求書と申請時の契約者数を元に事務局による審査を経た上で、概算払い額を決定し、所要額を支給します。

なお、すべての値引きが完了し、支給すべき事業費の総額が確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その差額を事務局に返還していただきます。

【表2：概算払いの上限額、概算払い請求書の提出期日、提出書類一覧】

概算払いの上限額	登録申請書に記入した契約件数×1,000円×2回相当分(値引き見込み総額の7割)
----------	--

提出期間		支払い時期
概算払い請求	令和 5 年 8 月 21 日 (月) ~ 9 月 11 日 (月)	10 月中旬 ~ 10 月末

提出書類		様式
1	概算払い請求書	様式 3
2	概算払い請求計算書	様式 3-1

③ 実績報告書

各月（第 1 回～第 3 回実施分）において値引きの実施後、当該月の実施状況（契約件数と値引きした金額の総額）を「**実績報告書**」（様式 4-1、様式 4-2）により報告してください。

なお、第 1 回の値引き実施に係る実績報告書には、支援対象者に対する「**値引きの周知**」を確認することができる書類等のサンプルを 1 つ添付してください。

また、各月（全 3 回）ごとの実績報告書には値引きの実施を証する書類（検針伝票、請求伝票、等）を添付してください。値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず 3 件の提出が必要です。また支援対象者が 3,001 件以上は、1,000 件毎に 1 件の証憑類が追加が必要となります。

（例）支援対象者数 800 件⇒3 件証憑類 5,600 件⇒6 件証憑類

【表 3：実績報告期日、提出書類一覧】

（第 1 回）10 月請求分の報告期日	令和 5 年 11 月 10 日（金）（様式 4-1）
（第 2 回）11 月請求分の報告期日	令和 5 年 12 月 11 日（月）（様式 4-1）
（第 3 回）12 月請求分の報告期日	令和 6 年 1 月 12 日（金）（様式 4-2） ※ 「11 月検針請求」の場合は、最終の値引き実施の日から 20 日以内に提出してください。

提出書類		様式
1	実績報告書	様式 4-1 様式 4-2
2	値引き実施一覧表	別添 1（※ 1）
3	値引き実施を証する書類	表 5 に記載
4	「値引きの周知」に係る書面（第 1 回実績報告時）	※ 2

※ 1. 値引きを実施した全ての契約者について、別添 1「値引き実施一覧表」により「① お客様コード（管理番号）など」、「② お客様所在区市町（必ず広島県から記入）」、「③ 値引額（税抜）」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。

なお、郵送の場合であっても、別添 1「値引き実施一覧表」の様式により、必要項目を記載の上、提出してください。

※ 2. 「値引きの周知」に係るハガキや案内文の写し、案内メール本文の打出した書面

なお、値引きの周知を検針伝票や請求伝票等で同時に確認できる場合はその書類

④ 実績報告（第3回（最終））兼精算払い請求書

最終の値引き実施に係る実績報告書（様式4-2）の提出でもって本事業の完了とし、あわせて精算払い請求を行います。

第1回、第2回実施分の実績報告書と同様、最終値引き実施に係る実績報告書には値引きの実施を証する書類（検針伝票、請求伝票、等）を添付してください。値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件毎に1件の証憑類が追加で必要となります。

（例）支援対象者数 800件⇒3件証憑類 5,600件⇒6件証憑類

なお、精算払いの関係もありますので、提出にあたっては期限（令和6年1月12日）を厳守してください。

【表4：実績報告（第3回（最終））の報告期日、提出書類一覧】

第3回報告期日		令和6年1月12日（金）必着（期日厳守のこと）
	提出書類	様式
1	実績報告書（第3回（最終））兼精算払い請求書	様式4-2
2	値引き実施一覧表	別添1
3	値引き実施を証する書類	表5に記載

⑤ 証憑類による確認

各月の実績報告書には、値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）を提出してください。値引きの事実が確認できる書類は支援対象者数に関わらず、必ず3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件毎に1件の証憑類が追加で必要となります。

（例）支援対象者数 800件⇒3件証憑類 5,600件⇒6件証憑類

【表5：証憑類による確認に係る提出書類】

	提出書類
1	値引きの事実を確認することができる検針伝票、請求伝票、領収書や Web 明細の写し、帳簿書類の写し、システム画面のハードコピー（スクリーンショット）等

⑥ 額の確定通知及び精算払い（事業費の支給）

各月の実績報告における証憑類等により本事業の適正な実施が認められた事業者に対して、額の確定通知（様式5）を行い、精算払いします。

4 お問い合わせ先

広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務局

TEL：050-3659-6260（お問い合わせ専用回線）

受付時間：午前9時～午後4時30分（土日祝日・年末年始12月28日～翌年1月4日を除く）

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

申請者	I D 番号 ※		
	所在地	〒	
	事業所名		
	代表者又は 営業所長等		
	販売事業者 登録番号	液化石油ガス法	
		ガス事業法	

※ I D 番号の欄は、お送りしたDM「LPガス料金の値引き事業のご案内」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事業者登録申請書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業への登録について、広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務処理マニュアル（以下、「事務処理マニュアル」という。）に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、事務処理マニュアルの誓約事項及び同意事項を遵守できなかった場合は、事業者登録確定後であっても支援助成金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づく処分等又は事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意の上、登録申請いたします。

記

1. 誓約事項、同意事項に関する確認

内容を確認のうえ、同意する場合、上記枠内にチェック☑を入れ提出すること

- ・ 不正な事業費の受給防止に係る誓約事項 内容確認の上、同意します。☐
- ・ 反社会的勢力排除に係る誓約事項 内容確認の上、同意します。☐
- ・ LPガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項 内容確認の上、同意します。☐

2. 支援対象者数（申請時における契約者数）

- ① 広島県内の全契約者数（※質量販売を除く） _____ 件
- ② 大企業の契約者数 _____ 件
- ③ 国及び地方公共団体及び広島県が別途指定する契約者数 _____ 件
- ④ 支援対象者数（①全契約者数から②と③の件数を差し引いた契約者数） _____ 件

3. 申請担当者

担当者名			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			

以上

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

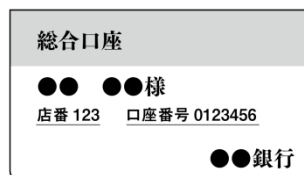
広島県LPガス料金高騰対策支援事業 振込先確認書

請求者	ID番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ ID番号の欄は、お送りしたDM「LPガス料金の値引き事業のご案内」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

金融機関名		支店名		本店 支店 出張所
金融機関コード (4ケタ)	主な金融機関コード ・広島銀行【0169】 ・もみじ銀行【0569】 ・広島信用金庫【1750】 ・JAひろしま【7994】			
店番号 (3ケタ)		口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号 (7ケタ)				
口座名義 (カタカナで記入)				

- ※ 1 口座番号は必ず7桁の入力を願います。6桁以下の場合、始めに「0」を記載し7桁にしてください。
- ※ 2 必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人の口座に限ります）。また、通帳の見開きページに印字されている名前と申請者の名義が一致していることをご確認ください。
- ※ 3 通帳の表紙及び、口座情報が記載されている見開きページ全体の両方が確認できるものを添付すること。
- ※ 4 ネット銀行の場合、上記の記入内容が確認できる口座情報照会画面などの写しを添付すること。



【通帳の表側 (イメージ)】



【通帳の見開きページ (イメージ)】

通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写しの添付チェック

不正な事業費の受給防止に係る誓約事項

当社は、事業費の受給にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当社は、広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務局（以下、「事務局」という。）の求めに応じ、適切なLPガス料金の値引きの実施及びその証憑等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な事業費の受給に該当する可能性があるとして事務局が判断する場合は、その調査が完了するまで当該事業費の金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な事業費の受給が発生しないよう、県及び事務局の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。
- (5) 当社は、不正が判明した場合には、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることについて、同意します。
- (6) 当社は、広島県、警察、税務機関、市町などの行政機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 事業費相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、事業費による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、事業費の受給に当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、当社の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等（以下、「役員等」という。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している
- (3) 役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している

以上

個人情報の取り扱いに係る同意事項

当社は、本事業への登録及び事業費の支給の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務局（以下、「事務局」という。）は、本事業の実施に必要な範囲で、LPガス販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。

なお、事務局は、LPガス販売事業者が提供する情報を事業の終了後10年間保管し、事務局業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、事務局及び広島県は、LPガス販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上

令和 年 月 日

登録申請者 様

一般社団法人広島県LPガス協会会長

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 登録確認通知書

標記について、事務処理マニュアルに基づき登録申請のあった件につきましては、登録要件に合致することを確認しましたので通知します。

なお、事務処理マニュアル別紙1及び2の誓約事項及び同別紙3の同意事項を遵守できなかった場合は、登録後であっても支援助成金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づく処分等又は事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを申し添えます。

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

請求者	ID番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ ID番号の欄は、お送りしたDM「LPガス料金の値引き事業のご案内」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業支援助成金概算払い請求書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務処理マニュアルに基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

なお、全ての値引きが完了し、支給すべき事業費の総額が確定した場合において、その額が概算払いの金額を下回っている場合は、その差額を返納します。

記

1. 同支援事業概算請求金額（算用数字を使用すること。） _____円
 ※概算払い請求計算書の概算請求金額を記載する

2. 添付書類

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 概算払い請求計算書（様式 3-1）

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 概算払い請求計算書

エクセル用
様式3-1

本様式は、電子申請、郵送のいずれかにより提出願います。

■記載要領

A. 電子申請の場合、下記の支援対象者向け概算払い金額の算出表の※1「(a) 支援対象者数」(黄色セル)を入力ください。
黄色セル以外の入力項目は自動計算となっております。

※1 「(a) 支援対象者数」=①-②+③ ① 広島県内の全契約者数 ② 大企業の契約者数 ③ 国及び地方公共団体及び広島県が別途指定する契約者数
B. 郵送の場合、※1(a)支援対象者数、(b)3ヶ月間の見込み値引き件数、(c)支援助成金額、(d)概算請求金額をそれぞれ入力ください。 (b)3ヶ月間の見込み値引き件数=※1(a)支援対象者数×3か月 (c)支援助成金額=(b)3ヶ月の見込み値引き件数×¥1,000 (d)概算請求金額=(c)支援助成金額×0.7

支援対象者向け概算払い金額の算出表

区分	(a)支援対象者数	(b)3ヶ月間の見込み 値引き件数	(c)支援助成金額	(d)概算請求金額
家庭業務用LPガス消費者数 (コミュニティガス利用者を 含む)				

単位:円

(d)概算請求金額

当社・当店は、広島県LPガス料金高騰対策支援事業(以下「本支援事業」という。)における支援助成金の交付の申請にあたり、本支援事業費事務処理マニュアルに基づき、適正に申告することを誓約します。本誓約が遵守できなかった場合は、登録決定後であっても助成金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づき処分等又は事実の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ、申請いたします。

ID番号
事業所名
記入担当者名

様式 3-1

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

登録者	ID番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ID番号の欄は、お送りしたDM「LPガス料金の値引き事業のご案内」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 実績報告書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務処理マニュアルに基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 値引きの実施月（該当項目に○印を付すこと）

① 10月実施分（9月検針請求分を含む）

② 11月実施分（10月検針請求分を含む）

2. 値引き実施件数 _____ 件

3. 値引き実施額の合計額（当該実施分請求額） _____ 円

※値引き実施一覧表の値引額合計（税抜）を記入する

4. 添付書類

・値引き実施一覧表（別添1）

・値引きの事実を確認できる証憑類

値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件毎に1件の証憑類が追加が必要となります。（例）支援対象者数 800件⇒3件証憑類 5,600件⇒6件証憑類

・「値引きの周知」にかかる書面（※初回のみ添付）

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

登録者	ID番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ ID番号の欄は、お送りしたDM「LPガス料金の値引き事業のご案内」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 実績報告書（最終）兼精算払い請求書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務処理マニュアルに基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 値引きの実施月 12月実施分（11月検針請求分を含む）
2. 値引き実施件数 _____ 件
3. 値引き実施額の合計額（第3回実施分請求額） _____ 円
※値引き実施一覧表の値引額合計（税抜）を記入する

4. 添付書類

- ・値引き実施一覧表（別添1）
- ・値引きの事実を確認できる証憑類

値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件毎に1件の証憑類が追加が必要となります。（例）支援対象者数 800件⇒3件証憑類 5,600件⇒6件証憑類

5. 精算払い請求額 _____ 円

項目	件数	金額(税抜)
10月実施分（9月検針請求分含む）	件	円
11月実施分（10月検針請求分含む）	件	円
12月実施分（11月検針請求分含む）	件	円
事務負担費用 ※1	件	円
① 合計	—	円
② 概算払い請求額 ※2	—	円
精算払い請求額（①-②）	—	円

※1 支援対象契約件数 300件以下：30,000円 300件超は1件につき100円（上限100,000円）とし、各月（第1回～第3回実施分）の実績報告書の中で、最大の件数をご記入ください。

※2 登録申請時に概算払い請求を行っている事業者は振込まれた金額を明記してください。

※「11月検針請求」実施の場合は、最終の値引き実施日から20日以内にご提出願います。

値引き実施一覧表

別添1

ID番号	
事業所名	
※申請対象	

値引額合計(税抜)	
支援対象者件数	

件

※「申請対象」→いずれかを選択、あるいは記入してください。
 10月実施分（9月検針請求分を含む）
 11月実施分（10月検針請求分を含む）
 12月実施分（11月検針請求分を含む）

No	①	②	③
	お客様番号 (管理番号など世帯を特定できるもの)	お客様所在区市町 (必ず広島県から記入)	値引額 (税抜)
(例)	123-45-67890-12 (または世帯名)	広島県広島市	¥1,000
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			

令和 年 月 日

請求者 様

一般社団法人広島県LPガス協会会長

広島県LPガス料金高騰対策支援事業支援助成金の額の確定について

標記について、請求のありました広島県LPガス料金高騰対策支援事業に係る支援助成金について事務処理マニュアルに基づき下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1. 支援助成金の額 金 _____ 円

2. 精算金額内訳表

項目	件数	金額(税抜)
10月実施分(9月検針請求分含む)	件	円
11月実施分(10月検針請求分含む)	件	円
12月実施分(11月検針請求分含む)	件	円
事務負担費用	件	円
合計	—	円
概算払い請求額	—	円
精算払い請求額	—	円

以上

《 利用料金の値引きの周知（例） 》 ※ 周知を行う際、検針票に添付する場合等に適宜ご使用ください。

<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に最大3,000円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>

